

第10回目は、雇用保険法の基本手当の流れを確認していきます。
基本手当は、本試験においても実務に関しても中心をなす重要な個所です。

本試験では、基本手当を中心とした一般被保険者の求職者給付からの出題が中心になります。

まずは、雇用保険法の全体像を確認します。

(法1条 目的条文)

雇用保険は、

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に
必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付
を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にす
る等その就職を促進し、

あわせて、

労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、
労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

雇用保険法は、法1条の目的の中で、大きな方針が打ち出され、

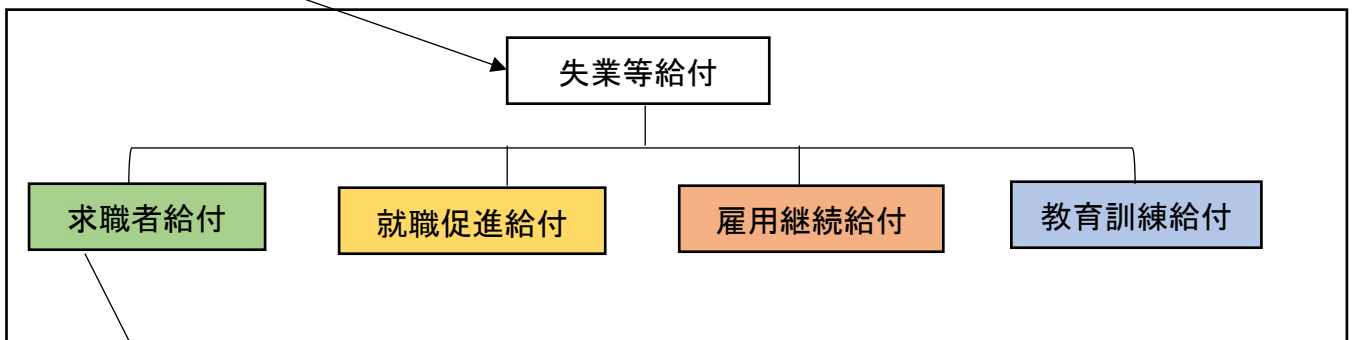
さらに、法3条では、雇用保険事業として2つの柱を規定しています。

雇用保険は、第1条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び
能力開発事業を行うことができる。

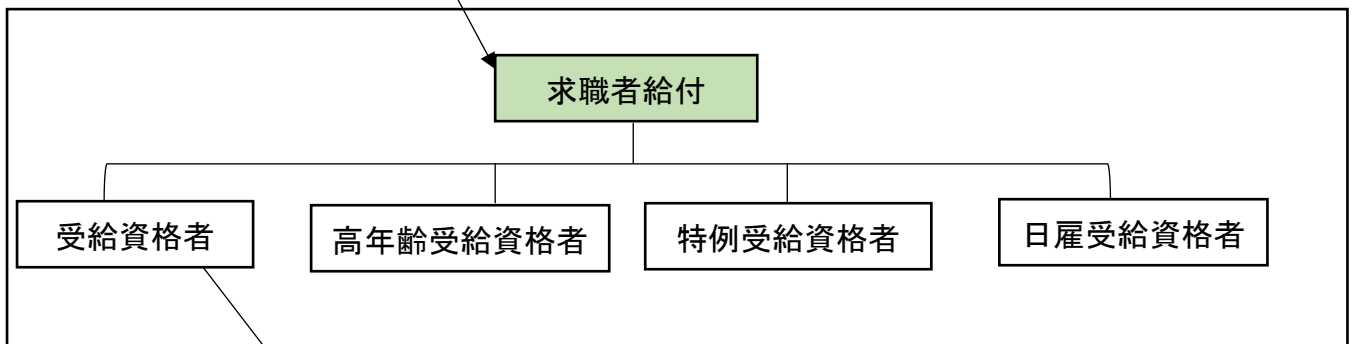
法10条では、具体的に失業等給付として下記が規定されています。

(法1条の同色のマーカー部分が該当)

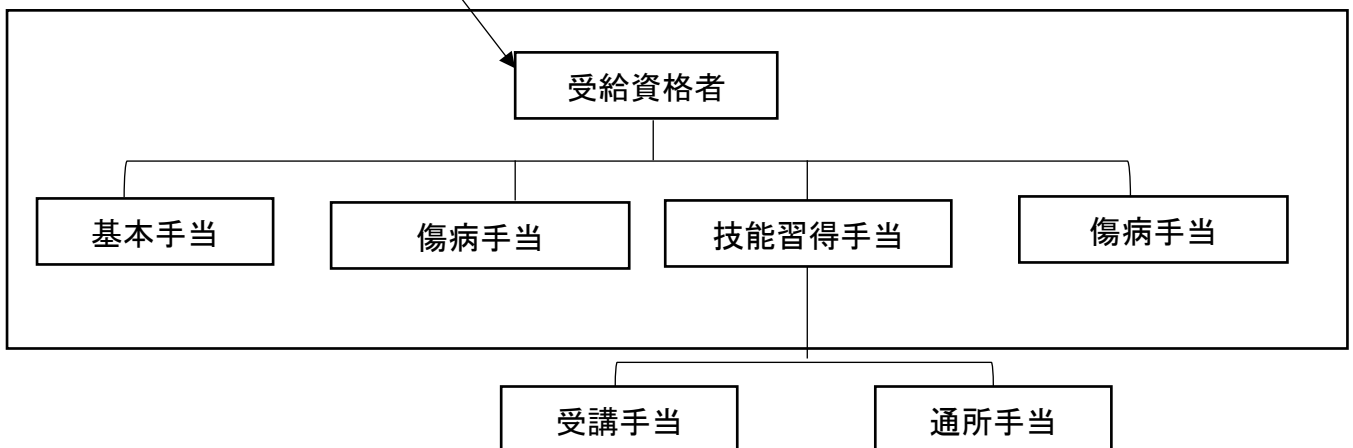
失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付とする。



求職者給付は、さらに4つの受給資格者に分かります。



受給資格者が受けられる給付として、下記のように4つの手当（技能習得手当はさらに2つの手当）があります。



失業等給付には、上記以外の就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付に関して、さらに枝分かれします。

常に全体像に関しては、完璧に覚える必要があります。

▼雇用保険法 1 条の目的条文に関する選択式で平成 28 年、平成 22 年に出題されています。

(平成 28 年 選択式)

雇用保険法第 1 条は、「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の【 A 】を図るとともに、【 B 】を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の【 C 】を図ることを目的とする。」と規定している。

A : 生活及び雇用の安定 B : 求職活動 C : 福祉の増進

(平成 22 年 選択式)

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について【 A 】が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の【 B 】を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

A : 雇用の継続 B : 生活及び雇用の安定

前年度の平成 28 年に選択式として出題されているので、本年度（平成 29 年）の出題の可能性は低いと思われますが、確実に押さえてください。

また、平成 28 年と平成 22 年の選択肢を見ると「生活及び雇用の安定」と同じ選択肢が出題されているので、1 度出題された選択肢でも出題される可能性はあるという認識が必要です。

平成 29 年度本試験対策としては、65 歳以上に対する雇用保険の適用拡大という大きな改正があります。

法改正（平成 29 年 1 月 1 日）

改正前	改正後
○一般被保険者	○一般被保険者
○高年齢継続被保険者	○高年被保険者
○短期雇用特例被保険者	○短期雇用特例被保険者
○日雇労働被保険者	○日雇労働被保険者

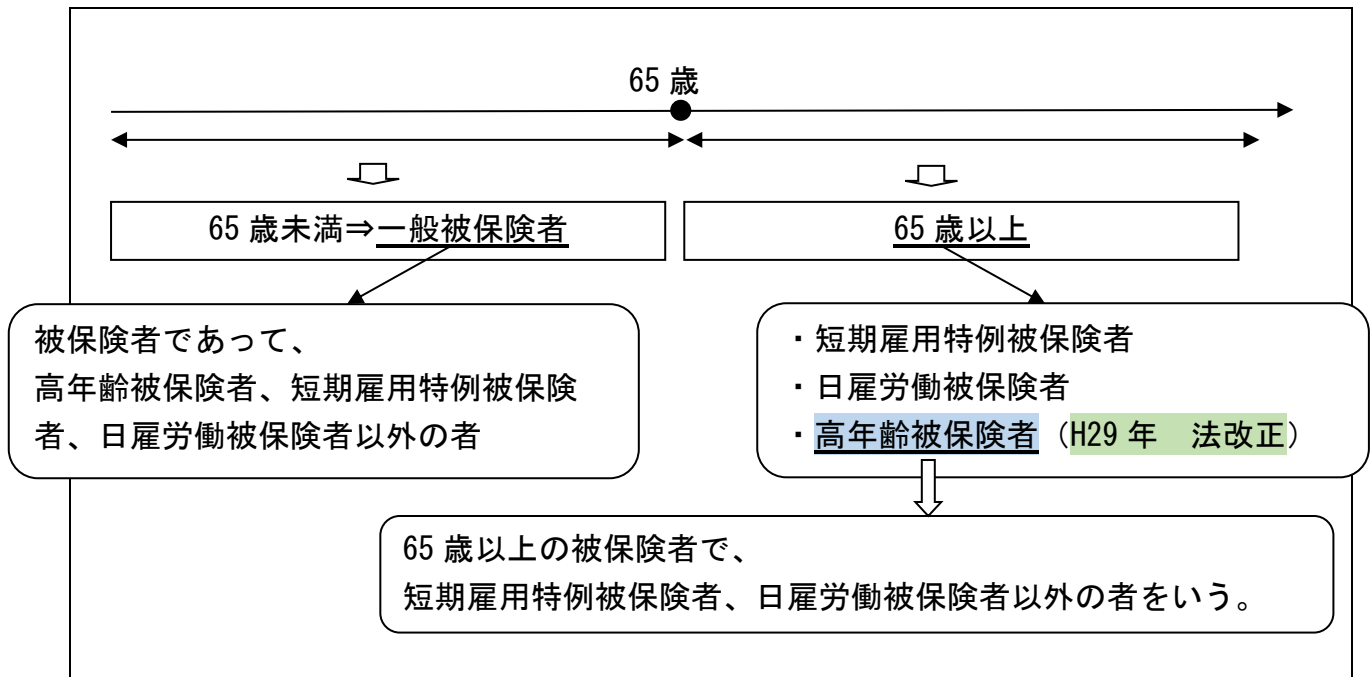
上記のように、高年齢継続被保険者の「継続」が取れて、高年被保険者に改正されています

65 歳以降、新たに雇用される労働者が対象なので、「継続」という文言は消滅

（法 37 条の 2）

改正前	改正後
高年齢継続被保険者とは、同一の事業主の適用事業に 65 歳に達した日の前日から引き続き 65 歳に達した日以後も雇用されている者をいう。（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）	高年齢被保険者とは、65 歳以上の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）をいう。 ↓
	失業した場合、高年齢求職者給付金を支給

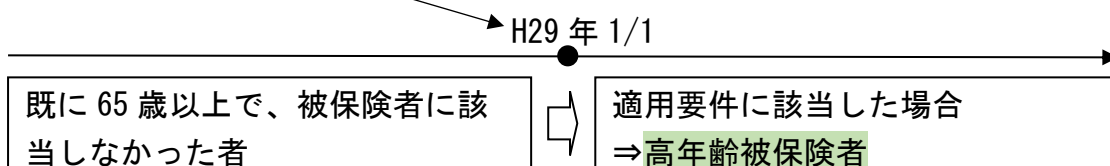
今回の改正により、H29年1月1日以降、雇用保険の被保険者の適用範囲が拡大したことになります。



併せて注意を要するのが、高年齢被保険者の改正により、3つのパターンの手続きが発生します。

ケース①…平成29年1月1日以降、新たに65歳以上の者を雇用した場合
 ⇒適用要件に該当する場合、雇い入れ日に「高年齢被保険者」の資格を取得。
 取得日の属する月の翌月10日までに管轄公共職業安定所に資格取得届を届出。
 (入社時は適用要件に該当しなかったが、所定労働時間の変更等により適用要件に該当することとなった場合⇒変更となった日に「高年齢被保険者」の資格を取得。)

ケース②…平成28年12月31日の時点で、既に65歳以上で、被保険者に該当しなかった者の扱い
 (65歳以上で新たに雇用されたため、被保険者でない者の扱い)
 ⇒施行日 (H29.1.1) に雇用されたものとみなして「高年齢被保険者」の資格を取得。



ケース③…高年齢継続被保険者の資格を有している者に対する対応

⇒平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

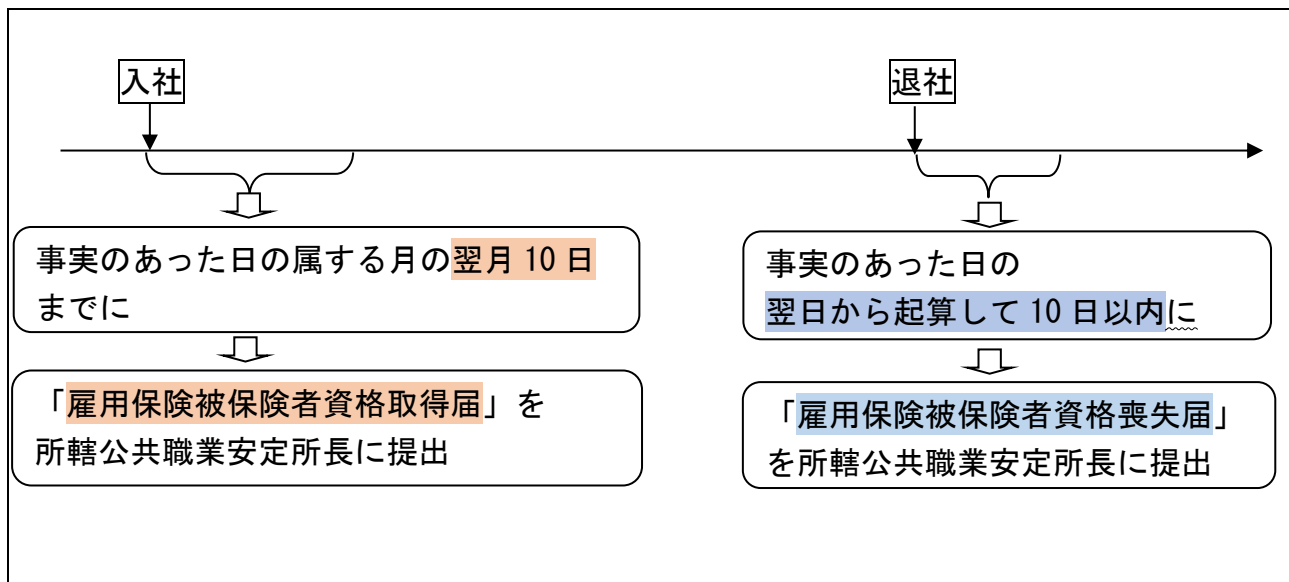
施行日 (H29.1.1) に自動的に「高年齢被保険者」に切替。手続きは不要。

同時に、事業主の負担も考慮して、保険料徴収は平成 31 年度分まで免除されます。(高年齢被保険者の雇用保険料)

平成 29 年 1 月 1 日～平成 32 年 3 月分まで

それでは、一般被保険者の一連の流れを確認していきます。

まずは、入社から退職までの書類の流れを会社の視点で確認していきます。



事業所に関する届出及び被保険者に関する届出も頻出項目です。

提出期限	内容
事実のあった日の属する月の翌月 10 日以内	被保険者資格取得届
日雇労働被保険者に該当するに至った日から起算して 5 日以内	日雇労働被保険者資格取得届
事実のあった日の翌日起算の 10 日以内	上記以外
あらかじめ	代理人選任・解任届
速やかに	被保険者氏名変更届・個人番号変更届 (マイナンバー)

- 適用事業所設置届
- 適用事業所廃止届
- 事業主事業所各種変更届
- 雇用継続交流採用終了届
- 被保険者転勤届 等々

被保険者でなくなったことの原因が離職であるときは、下記の書類を事業主が公共職業安定所長に提出します

離職でない場合とは⇒死亡した場合等が該当します。

事業主が所轄公共職業安定所長に提出する書類

(原則)

「雇用保険被保険者
資格喪失届」

「雇用保険被保険
離職証明書」



所轄公共職業安定所長

(例外①)

⇒離職票の交付を希望しない場合（次の就職先が決まっているような場合）

「雇用保険被保険者
資格喪失届」



所轄公共職業安定所長

(例外②)

⇒離職日において 59 歳以上の被保険者

「雇用保険被保険者
資格喪失届」

「雇用保険被保険
離職証明書」3枚綴り



所轄公共職業安定所長

59 歳以上で離職した場合は、本人の希望の有無に係らず、必ず離職証明書を公共職業安定所長に提出



(理由)

60 歳になった者の賃金が 60 歳到達時賃金の 75%未満である場合、高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。

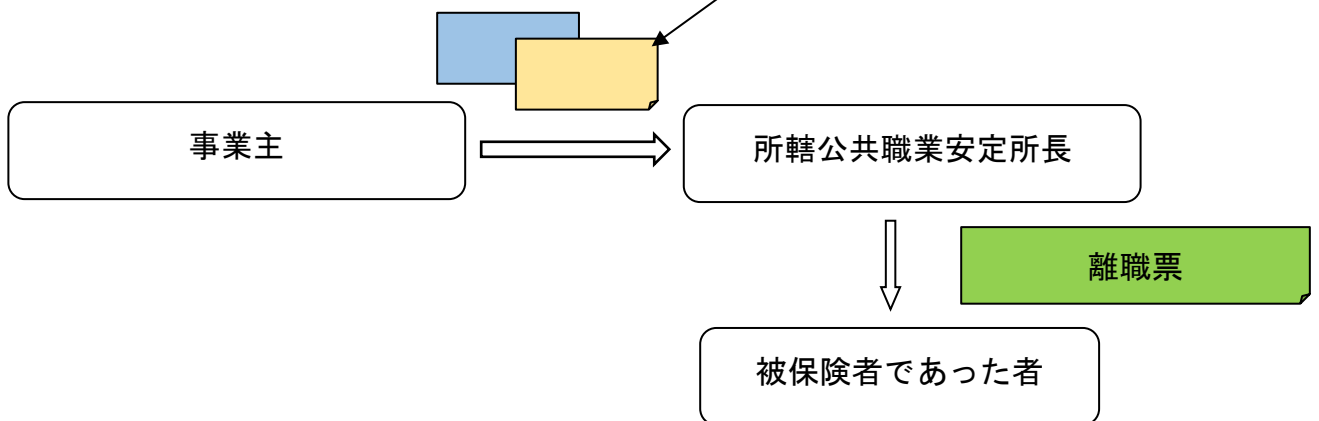
60 歳到達時賃金の算定には、60 歳に達した日を離職日とみなして賃金日額を算定するため、過去 6 ヶ月間の賃金が必要になります。

再就職の場合は、前職の賃金が把握できないために、59 才以上の者が離職するときは、本人の希望の有無に係らず離職証明書を発行することになります。

「雇用保険被保険者離職証明書」は、下記のように3枚で1セット（複写用紙）になっています。

- ①雇用保険被保険者離職証明書（事業主控え）
- ②雇用保険被保険者離職証明書（所轄公共職業安定所提出用）
- ③離職票

「雇用保険被保険者離職証明書」には、賃金支払日数（被保険者期間のカウントのため）や月毎の賃金（賃金日額の算定のため）、離職の理由等（自己都合、会社都合等）を記載する項目があります。



○離職票は、雇用されていた事業主経由で被保険者であった者に交付することも可能です。

少しわかりにくい箇所ですが、用語の頭の「雇用保険被保険者」の名称を省いて確認すると資格喪失届と離職証明書の2種類です。

離職証明書は、3枚綴りでその内の1枚が離職票になります。

第10回（完）

第11回は、基本手当に係る5つの定義を確認していきます。